

登録番号	NA-024
改訂番号	11
発行日	2021 年 4 月 13 日

グリーン調達基準



ナパック株式会社

改訂履歴：

番号	年月日	内容	承認	担当
06	2016年8月5日	「品質・環境マニュアル」改訂により全面見直し	鈴木	大場
07	2017年10月1日	表3. 1. 3閾値レベルの一部見直し 判定基準追加による「実施項目一覧表兼チェックシート」 様式の見直し	鈴木	滝澤
08	2018年8月1日	品質・環境方針見直し 環境に関するお願い(p. 5)を追記 MSDSplus、AIS、JGPファイルに関する記述を削除 し、chemSHERPAに関する記述を追記 「実施項目一覧表兼チェックシート」記述見直し	鈴木	滝澤
09	2020年2月1日	全面見直し	鈴木	滝澤
10	2020年5月14日	32頁「変更申請書」判定及び回答内容を全面改定 、帳票No.削除 33頁 帳票No.削除	鈴木	滝澤
11	2021年4月13日	実施項目一覧表兼チェックシート ⇒ 化学物質 管理監査チェックシート へ差し替え	鈴木	滝澤

グリーン調達基準 目次

はじめに

環境管理に関するお願い

グリーン調達基準 本文

0. 目的

1. グリーン調達活動の範囲

2. 用語及び定義

3. 製品含有化学物質管理の基本的な考え方

3.1 グリーン調達基準の運用

3.1.1 グリーン調達基準の受領書及び化学物質管理責任者及び環境責任者等の登録

3.1.2 製品含有化学物質

3.1.3 製品含有化学物質管理基準

3.1.4 製品含有化学物質管理体制構築への要求

3.2 製品含有化学物質管理

3.2.1 ナパックへの連絡

3.3 成形品への変換工程

3.4 各製品及び業態に応じた製品含有化学物質の管理（リスクを考慮した重点的管理）

3.5 製品含有化学物質情報

3.6 企業秘密への配慮

4. 製品含有化学物質管理のための実施項目

4.1 製品含有化学物質管理一般

4.2 製品含有化学物質管理方針の表明

4.3 計画策定

4.3.1 製品含有化学物質管理基準の明確化

4.3.2 目標及び実施計画

4.3.3 責任及び権限の明確化

4.3.4 内部コミュニケーション

4.4 運営管理

4.4.1 運営管理一般

4.4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理

4.4.3 購買における製品含有化学物質管理

4.4.3.1 製品含有化学物質情報の入手・確認

4.4.3.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

4.4.3.3 受入れ時における製品含有化学物質管理

- 4.4.4 製造工程における製品含有化学物質管理
 - 4.4.4.1 製造工程における製品含有化学物質管理一般
 - 4.4.4.2 誤使用・混入汚染防止
 - 4.4.5 引渡しにおける管理
 - 4.4.6 外部提供者における製品含有化学物質の管理状況の確認
 - 4.4.7 トレーサビリティ
 - 4.4.8 顧客との情報交換
 - 4.4.9 変更管理
 - 4.4.10 不適合品発生時における対応
 - 4.5 人的資源及び文書・情報の管理
 - 4.5.1 教育・訓練
 - 4.5.2 文書及び記録の管理
 - 4.6 実施状況の評価及び改善
 - 5. 化学物質管理監査チェックシート
-

提出様式

変更申請書

「グリーン調達基準」受領書

はじめに

近年は、地球環境への国際的な関心の高まりにより世界各国において環境関連法規制が強化され、企業活動にも大きな影響が現れてきております。特に欧州連合(EU)では製品に含有する化学物質に対し、使用制限等の法規制(REACH 規則、RoHS 指令等)が制定され、企業において自社製品に含有する化学物質の適正な管理をサプライチェーンで構築することが必須の状況になっております。

弊社は、弊社製品を構成する全ての材料・部品についてお取引先様のご理解とご協力を得て、含有する化学物質の正確な把握と管理を進めるため、この度「グリーン調達基準」を改定いたしました。また更に今後、管理を必要とする化学物質の増加に際し、積極的な関与と継続的な法規制順守を実施して参りますので、重ねてご協力をお願い致します。

弊社は「品質・環境方針」に基づき、自然環境との共生を図り、環境改善活動を推進することが『未来の世代への責任』と考え、化学物質管理体制の構築を環境マネジメント活動の重要な一部として位置付けて推進しております。

弊社の方針、取組みをご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

＝ナパック株式会社 品質・環境方針＝

ナパック株式会社は、社是・経営理念にうたわれた「よい会社」実現のため、品質、環境を含む経営マネジメントシステムを構築し、継続的な改善を進め、よりよいものとしていくことにより、社会に貢献する。

1. お客様第一、品質第一主義の実践

高い品質を確保し、お客様に信頼と満足を与える製品を提供する。

2. 環境との共生

環境保全の重要性を強く認識し、汚染の予防を含めたあらゆる面で環境に配慮した活動をする。

3. たゆまぬ自己資質の向上

常に知識・技術・マナーの向上に努め、基本的知識の習熟と専門能力及び人格向上を図るため、自ら行動する。

この方針に基づき、品質及び環境に関わる以下の重点項目について具体的な目的・目標を設定し、全社員がその達成に努力する。

- ① 法規制等、社会的な要求事項を遵守する。
- ② 品質水準のさらなる向上を進め、顧客クレームを 0 とする。
- ③ 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減、環境負荷物質の削減を行う。
- ④ 5S と改善の継続的な推進と向上を図る。
- ⑤ 安全と健康を確保し、快適な職場環境を実現する。

環境管理に関するお願い

製品の品質管理、製品含有化学物質管理、貴社サイトにおける環境管理に関して次の事項を確実に実施していただき、必要な記録を保管してください。また貴社お取引先様につきましても必要に応じて、同様の活動の要求と確認をしていただきますようお願いいたします。

◎サイトの環境を管理するためのしくみの構築と運用について

1. サイトにおける環境への負荷を把握し、その低減と改善に努めること
2. 環境関連法規制を順守し、順守に関する記録を適切に保管すること
3. 環境関連法規制に関し、行政機関等から改善命令を受けた場合には速やかにナパック㈱（以下当社）まで連絡すること

グリーン調達基準 本文

0. 目的

日々移り変わる国際社会のあらゆる法規制に対応するため、製品に含有される化学物質の情報管理を確実に行うことは、サプライチェーンを通じたお取引先様のご理解をなくしては困難であります。規制対応を含め、化学物質含有情報のサプライチェーン共有を円滑におこなうため本規定を制定しました。

1. グリーン調達活動の範囲

当社に納入して頂く原材料、部品(含む製品・治具)、副資材(潤滑油、接着剤、塗料、防錆油等)及び製造工程で使用する生産補助材(洗浄液、仮固定用テープ、運搬・出荷用資材)等の調達品、加工依頼及びそれらを納品いただくお取引先様に適用します。

ただし、お取引先様の製造工程で使用する化学物質で製品に残留する可能性のないものについては適用を除外します。

2. 用語及び定義

・化学物質

天然に存在するか、又は製造過程において得られる元素及びその化合物。

サブスタンスという用語を使用していたが、JIS Z 7201に合わせて変更する。

・混合物

2つ以上の化学物質を混合したもの。

注1) 混合物の例として塗料、インキ、合金インゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。

注2) プレパレーション(調剤)という用語を使用していたがJISZ7201に合わせて変更する。

- ・ 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

アーティクルという用語を使用していたが、JIS Z 7201に合わせて変更する。

- ・ 化学品

化学物質及び又は混合物。

- ・ 供給者

製品を川下側に引き渡す組織。

注) ISO 9001では外注加工先を含むが、本規定では外注加工は外部提供者と記述する。

- ・ 引渡し

製品を顧客に送り出すこと。

注) ISO 9001では引渡しのほかに類似の用語としてリリース(release)も使用されているが、組織内部で次の工程に引き渡すことも含むため、本規定では製品を顧客に送り出すことを示す用語として、引渡しを用いている。

- ・ サプライチェーン

供給者及び顧客の連鎖。

- ・ 製品含有化学物質

製品中に含有されることが把握される化学物質。

- ・ 意図的添加

『最終製品に、特定の特長、外見もしくは質を提供するために、故意に利用された』ということ。従って、新製品製造の供給材料としてリサイクルされた材料を使用する場合、規制される金属をいくらか含んでいても、意図的に導入されたとは考えない。なお製造工程等で当該物質が使用され、最終製品に残留することが明らかな場合も意図的添加とみなす。

- ・ 閾値

一般的にグリーン調達調査では、部品の均質材料に含まれる化学物質の含有／非含有を判定する境界値として運用される、最大許容値。

本規定での禁止物質における閾値レベルとは、製品または部品に含まれる化学物質または材料がこの値を超える(または同一の値になる)と含有を禁止とする限界を示す濃度レベル。

閾値レベルの数値は重量%(百万分率:ppm)で表され、1,000ppm = 0.1%として換算される。

- ・均質材料

機械的に分離できない組成全体が均一な材料を意味する。『均質材料』の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング等の各種が挙げられる。また『機械的に分離』とは、ねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されることを意味する

- ・業界基準

各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。

- ・製品含有化学物質管理基準

製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて、管理対象とする化学物質のリスト、管理レベル(含有制限、情報管理等)、適用範囲などの事項について当社が定めた基準。

注) 製品含有化学物質管理基準には、顧客から順守する必要があると連絡された法規制及び顧客との間で採用を合意した顧客の業界基準を含む。

- ・製品含有化学物質情報

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に関わる情報。

- ・不適合

製品含有化学物質に関わる製品の不適合とは、製品含有化学物質管理基準を満たしていないことであり、当該製品を不適合品と呼ぶ。

本規定に基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における不適合とは、実施項目に適合していないこと。

- ・適合

製品含有化学物質に関わる製品の適合とは、製品含有化学物質管理基準を満たしていること。本規定に基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における適合とは、実施項目に適合していること。

- ・併行生産

特定の化学物質の含有を制限された製品の製造と、当該化学物質を含む化学品及び／または部品を使用した製品の製造が、受入確認－保管倉庫－製造工程－仕掛品・完成品倉庫－引渡しまで間のいずれかの過程において、同時期に同一建屋内で行われること。

- ・外部提供者

組織の業務や機能の一部又は全部を委託する外部の組織。
本規定では供給者とは区別する。

以下に、関連する略語などを示す。

- ・ CAS (Chemical Abstracts Service)

米国化学会(American Chemical Society)の情報部門。

CAS登録番号はCASによって化学物質に付与される番号で、化学物質の同定に用いられる。

- ・ chemSHERPA(Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain)

製品含有化学物質をサプライチェーン全体に確実かつ効率的に伝達するための共通スキーム。経済産業省が主導し、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が母体となり2015年から運用が開始されている。

chemSHERPA-CI：化学品に含まれる化学物質情報伝達に使用する。

chemSHERPA-AI：成形品に含まれる化学物質情報伝達に使用する。

- ・ GADSL 物質

GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)は、自動車業界で利用されているIMDS(International Material Data System)の申告物質や禁止物質のリストで約 2,500 物質を対象としている。

GADSL では以下のように分類される。

P：すべての用途において禁止

D/P：使用目的によっては禁止、その他については申告が要求される

D：閾値を超えて使用する場合は申告が要求される。

- ・ IEC (International Electrotechnical Commission) 国際電気標準会議。

- ・ IEC62474

International Electrotechnical Commission(IEC)が発行している国際規格の一つ。

- ・ JAMA (Japan Automobile Manufacturers Association,Inc.)

一般社団法人日本自動車工業会。

- ・ JAMA/JAPIA統一データシート

環境規制への対応のため、製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、JAMAとJAPIAにて合意された帳票。

- ・ JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)

サプライチェーンにおける製品含有化学物質の適切な管理及び円滑な情報開示を促進することを目的として 2006 年に発足した、業界横断の活動推進を図る協議会。

成形品が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーン中の川上企業から川下企業が円滑に情報を共有できるように、製品含有化学物質管理に関するガイドライン及び成形品情報記述シートの作成・普及等の活動を行っている。

・ JAPIA(Japan Auto Parts Industries Association)

一般社団法人日本自動車部品工業会。

・ JIG

ジョイント・インダストリー・ガイドラインの略で、読み方は「ジグ」。

JIG は、JGPSSI、EIA(米国電子工業会)、EICTA(欧州情報・通信・民生電子技術産業協会)の共同作業で作成された電気・電子機器製品に関する含有化学物質調査のガイドライン。

JIG には、含有化学物質調査対象の化学物質情報、情報開示を必要とする濃度(閾値)や現行法によるレベル分けされた物質リストなどが掲載されている。

JGPSSI の解消により、IEC62474 に引継がれている。

・ JIS (Japanese Industrial Standards) 日本工業規格。

・ REACH規則

2006年12月13日EC規則 No.1907/2006として可決され、2007年6月に発効した化学物質の『登録(Registration)／評価(Evaluation)／認可(Authorization)／制限(Restriction)』に関する規則』。

EU域内で年間1t以上製造・輸入される全ての化学物質について、安全性や用途に関する情報を登録することが義務付けられる。登録内容を欧州化学品庁が評価し、必要に応じさらなる情報提供が要求され、有害性が非常に懸念される高懸念物質(SVHC)については、認可、規制の対象となる。

・ RoHS 指令

Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment。電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(2011/65/EU)。対象物質として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB(ポリ臭素化ビフェニル)、PBDE(ポリ臭素化ジフェニルエーテル)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)の 10 物質が特定されている。鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE は 2006 年に上市(販売)が制限されており、DEHP、BBP、DBP、DIBP に関しては、2019 年 7 月から含有制限が適用となる。最大許容濃度はカドミウムが 0.01wt%、その他が 0.1wt%であるが、適用除外用途がある。

・ SDS (Safety Data Sheet) 安全データシート。

化学品の性状や取扱いに関する情報を提供するためのシート。

国内規格としてはJIS Z 7253、国際規格としてはISO 11014としてその記述内容が標準化されている。

注) MSDSという用語が使用されていたが、JIS Z 7201及びJIS Z 7253に合わせてSDSに変更する。

3. 製品含有化学物質管理の基本的な考え方

当社はグリーン調達を進めていく上で、本規定の要求事項を順守していただくことを前提としたお取引を考えております。

お取引先様には、企業の社会的責任として環境関連法令等を順守していただき、その上で製品含有化学物質(調達品に含まれる化学物質)に関する要求事項と製品含有化学物質の管理体制に関する要求事項の順守をお願いいたします。

・製品含有化学物質の管理体制に関する要求:

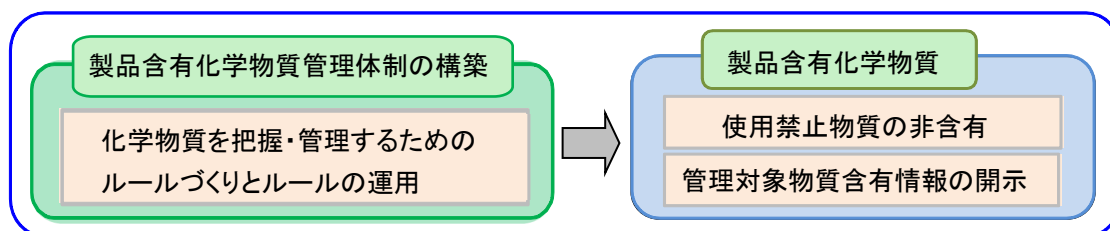
納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用してください。

本規定『4.製品含有化学物質管理のための実施項目』が、製品含有化学物質管理体制構築のための要求事項です。

・製品含有化学物質に関する要求:

上記の製品含有化学物質管理体制を運営し、物品に含有される化学物質を把握・管理された上で、納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないようにしてください。

「ナパックグリーン調達基準」の要求事項



3.1 グリーン調達基準の運用

3.1.1 グリーン調達基準の受領書及び化学物質管理責任者及び環境責任者等の登録

本規定の内容に合意されたお取引先様は、本規定付属の「「グリーン調達基準」 受領書」により、化学物質管理責任者及び環境管理責任者の登録をお願いいたします。

化学物質管理責任者は、当社から調査等の協力をお願いした時にご対応いただくことを約束するためのものです。

3.1.2 製品含有化学物質

当社が購入する材料、部品、包装材料、補助材料等について使用されている化学物質の含有調査をして頂き、表 3.1.2 に記載の書類を提出していただきます。

調査内容と調査様式については、川下顧客様の要請により決定しますが、基本的には chemSHERPA とします。使用禁止物質に関してその検証の証拠とし、エビデンスの提出をお願いすることがあります。

【表3.1.2 製品含有化学物質に関する情報の回収方法】

《対象品毎》	chemSHERPA-CI または chemSHERPA-AI + SDS または成分表 + (分析データ) 必要により別途依頼 * 上記以外に顧客様の要請内容による調査をお願いすることがあります。
《ロット毎》	特に指定するもの以外は、含有情報等の提出は不要です。 (不適合発生時等には、指定場合があります)
《変更時毎》	① 変更申請書(P7410) ② すでに提出している書類で、変更に伴い再提出が必要となる書類は都度連絡致します

3.1.3 製品含有化学物質管理基準

環境と人体に著しい環境影響を持つものとして法令で定められているか、または各種業界が制限、含有情報を開示することに正当な理由があると判断した物質については、次の 3 つの判断基準が存在します。

- ・法規制対象： 使用の禁止、使用の制限、報告義務、またはその他の規制効果(例：表示)のいずれかを定めた現行法の規制を受ける化学物質であり、当該化学物質特定の規制要件が現在有効であるかまたは将来的な発効日が特定されている場合。
- ・評価用のみ： 現行法の規制を受ける見込みがある化学物質であるが、当該化学物質の規制要件の発効日が不確定である場合。
- ・情報提供用のみ： 規制されていない化学物質であるが、業界の環境関連合意または業界標準における当該化学物質の含有量を報告することについて認められた市場の要求が存在する場合。

これに基づき当社の生産活動に使用する資材に含有される物質について、A.使用禁止物質、B.削減対象物質、C.管理対象物質を定めて管理基準を設定します。

A.使用禁止物質

納入する物品の中に【表3.1.3 使用禁止物質の管理基準】で定める物質が含有されないこと。管理値及び管理含有量は、均質材料中における当該物質の濃度とします。閾値レベルが数値として設定される場合は、含有する物質の量がその値に等しいか又は超えている時には、その物質の含有を禁止します。『意図的添加』に対して閾値レベルが設定されている場合は、物質が『意図的添加』の時には量に関係なくその物質の含有を禁止します。適用除外のあるものは、その用途における使用を認めます。

なお【表 3.1.3 使用禁止物質の管理基準】に記載した物質は、顧客及び業界団体が定める使用禁止物質の中から当社の事業活動に関連すると思われる物質について、当社独自に設定したものです。従って、各種業界基準及び法規制物質以外のお客様が独自に設定した使用禁止物質などについては、JAMP、JAPIA 等の業界団体が推奨する調査様式により当社で確認し、個別に対応をお願いすることがあります。

【表3.1.3 使用禁止物質の管理基準】

物質名	適用用途	閾値レベル
アスベスト	全ての用途	意図的添加
臭素系難燃剤 (PBB, PBDE, HBCDD除く)	全ての用途	1000ppm
カドミウム及びその化合物	適用除外を除く全用途 *1 *2	意図的添加または 75ppm
六価クロム化合物	適用除外を除く全用途 *1 *2	意図的添加または 1000ppm
塩化コバルト	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
五酸化二ヒ素	全ての用途	1000ppm
三酸化二ヒ素	全ての用途	1000ppm
ホルムアルデヒド	全ての用途	織物繊維製品 75ppm
ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) 及びすべての主要ジアステロ異性体	全ての用途	意図的添加または 100ppm
鉛及びその化合物	樹脂、顔料、めっき、塗料	塗料 90ppm 樹脂 300ppm
	適用除外を除く全用途 *1 *2	1000ppm 梱包 100ppm
水銀及びその化合物	適用除外を除く全用途 *1 *2	意図的添加または 1000ppm
オゾン層破壊物質 *3	全ての用途	意図的添加
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	全ての用途	意図的添加
フタル酸エステル類 (DEHP,DBP,BBP,DINP,DIDP, DNOP,DIBP)	全ての用途	1000ppm または 4 物質 DEHP, DBP, BBP, DIBP 合計 1000ppm
4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)	全ての用途	30ppm
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	全ての用途	意図的添加
ポリ塩化タフェニル類(PCT)	全ての用途	意図的添加または 50ppm
ポリ塩化ナフタレン(塩素原子3個以上)	全ての用途	意図的添加
放射性物質	全ての用途	意図的添加
短鎖塩化パラフィン類(C10-13)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	全ての用途	意図的添加

*1 包装材料については、カドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計濃度が100ppm未満とする。
且つプラスチック部位はカドミウム許容濃度を5ppm未満及び鉛許容濃度を100ppm未満とする。

*2 適用除外項目は、EU・RoHS指令の定める除外用途。

*3 モントリオール議定書に規定される物質。

B.削減物質

現行法の規制を受ける見込みがある物質で、規制要件の発効日が不確定である場合や代替技術が不十分な物質が対象です。

当社において、現時点で期日および削減目標を設定した物質はありませんが、顧客が先行して使用禁止物質として指定した場合には、個別に対応をお願いいたします。

C.使用管理物質

規制されていない化学物質であるが、当該化学物質の含有量を報告することについて市場の要求、業界標準または業界合意が存在する物質で、顧客要求に対応するため含有状況を把握すべき物質であり、JAMP、JAPIA 等の業界団体が推奨する調査様式により含有情報の報告をお願いいたします。

3.1.4 製品含有化学物質管理体制構築への要求

納入品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用してください。

「製品含有化学物質管理」とは、サプライチェーンを通じて、納入する物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みを指します。お取引先様が、お取引先のサプライヤーから納入される物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みも含みます。

実施していただく内容の詳細については、本規定の『4.製品含有化学物質管理のための実施事項』に定めます。

この製品含有化学物質管理体制に関する取り組みについては、本規定添付の「化学物質管理監査チェックシート」により評価をおこないます。

評価対象拠点は、納入品の製造拠点を対象に調査をお願いいたします。貴社が商社・代理店の場合、貴社ではなく最終工場を評価対象といたします。

基本的には、1回／2年再評価をおこない、管理状態に問題があるお取引先様には、改善要請により基準をクリアしていただきます。

ただし、以下の場合には、調査項目のいくつかもしくは全てを免除することがあります。

- (1) 製造機器および一般物品、計測機器、エンジニアリングおよび校正サービスの供給者は、選定時の評価が要求事項を満たしている場合。
- (2) 国内市場で広く認知されている製造者及びその製品を提供する供給者である場合。
- (3) 汚染・混入の可能性、本規定に定める評価基準などのリスクレベルを勘案して、製品含有化学物質管理体制構築の状況が整っていると判断できた場合。

3.2 製品含有化学物質管理

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、設計・開発、購買、製造、引渡し各段階で、【表 3.2】の実施事項を実施してください。

要求事項の詳細については、本規定の『4.4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理』～『4.4.5 引渡しにおける管理』に定めます。

【表 3.2 業務の各段階における製品含有化学物質管理】

段階	実施事項
設計・開発段階	使用される購買、製造、引渡しの各段階で実施すべき事項を考慮した上で、当社の要求を満たすための管理基準を定めてください。
購買段階	管理基準に基づき供給者に発注し、供給者から購買する製品の含有化学物質情報を入手し、購買製品が管理基準を満たすように管理してください。
製造段階	製品含有化学物質管理基準に基づき、組成変化、濃度変化なども考慮して製品中に含有される化学物質を管理してください。
引渡し段階	引き渡す製品が製品含有化学物質管理基準を満足することを確認してください。

【注記】 業態によっては、設計・開発、購買、製造、引渡しの全ての段階があるとは限らない。

3.2.1 ナパックへの連絡

- (1) サプライチェーンを通じて、設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前にご提供ください。

本規定で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素には、供給者の変更・追加、購買製品の変更、製造工程の変更などが含まれます。

変更情報を確実に入手し、変更情報を事前に「変更申請書」により通知してください。含有化学物質を再調査し、再評価を実施します。

原則として変更を予定する3ヶ月前に「変更申請書」による変更情報の提出をお願いいたします。

- (2) 納入する物品が「3.1.3製品含有化学物質管理基準」に適合しないことが判明した場合は、速やかにその情報をご提供ください。

3.3 成形品への変換工程

化学品から初めて成形品に変換された時点で製品含有化学物質が固定します。この段階で製品含有化学物質を適正に管理してください。

具体的には、化学品から初めて成形品に変換される成形品を製造するために用いる原材料中に含まれる化学物質量の把握だけでなく、成形品への変換工程において使用される副資材、生産補助材に含まれる化学物質の量及び化学物質の変化、更に混入汚染防止などの管理をおこなってください。

3.4 各製品及び業態に応じた製品含有化学物質の管理（リスクを考慮した重点的管理）

製品含有化学物質管理に取り組む際には、製品含有化学物質管理上のリスクの特定、分析、及び評価をおこない、適切な対策を講じてください。製品含有化学物質管理基準で対象とする化学物質の誤使用・混入汚染の可能性のある工程を重点的に管理することが重要です。

重点的に管理する工程と、一般的な工程管理で良い工程を整理し、効果的に行ってください。

（関連条項：4.4.3.2 4.4.4.1 4.4.4.2 4.4.6）

〔注記〕

重点的に管理を行うべき事項を特定するための参考手順を以下に示す。

(1)化学物質との関わりと製品含有化学物質上のリスクの確認

- ・使用する化学品、部品、副資材等を確認する。
- ・製造に用いる設備、治工具などを確認する。

(2)重点的な管理を行う事項の特定

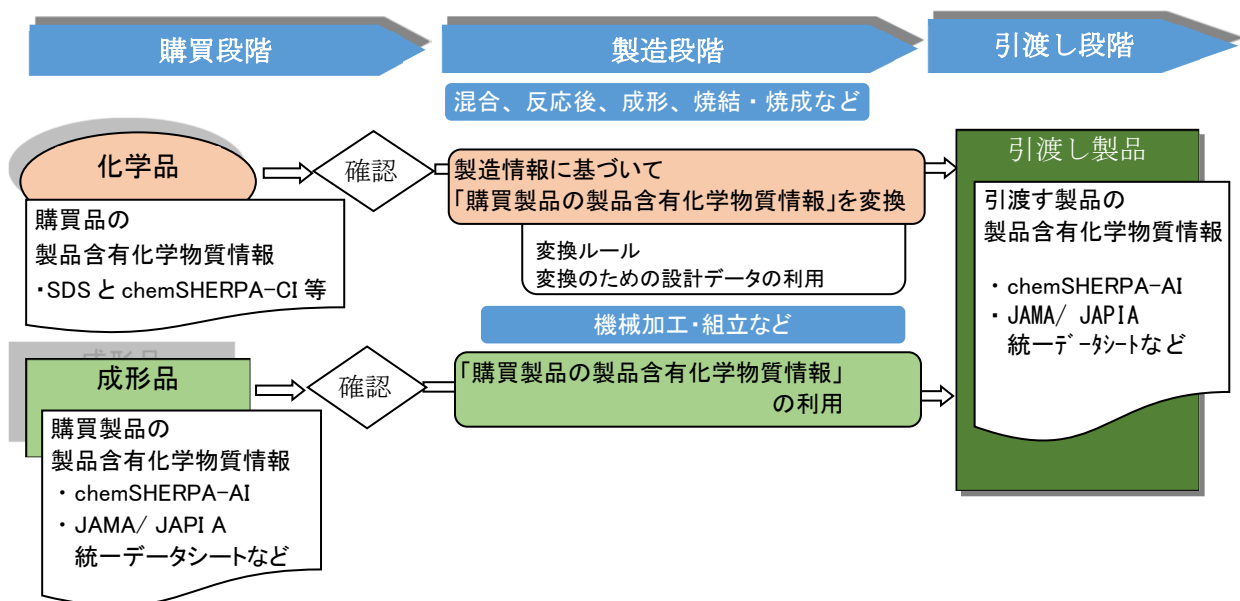
- ・製品含有化学物質管理上のリスクを考慮して、重点的に管理を行う事項を特定する。
- ・重点的な管理とそれ以外の一般の管理における管理レベルを定める。

3.5 製品含有化学物質情報

サプライチェーンに関わる全ての組織は、設計・開発、購買、製造、引渡し各段階において製品含有化学物質を管理することを前提として、各段階で合理的な情報に基づいて製品含有化学物質情報を整備し、提供してください。

製品の製品含有化学物質情報は、購買製品の製品含有化学物質情報及び製造工程に関する知見や製造情報に基づいて、図3.5に示すように情報を整備してください。

【図 3.5 サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報】



3.6 企業秘密への配慮

国内外の法対応に必要な製品含有化学物質情報は開示すべきですが、製品としての混合物又は成形品中に含有される化学物質情報を開示することが重要な問題につながる懸念がある場合、製品含有化学物質情報の授受に当たっては、十分な配慮をいたします。

4. 製品含有化学物質管理のための実施項目

製品含有化学物質管理として具体的に何を実施するのかをまとめたものが、次ページ以降に示す実施項目です。

実施項目は、製品含有化学物質管理に必要な項目をあげたもので、『4.1 製品含有化学物質管理一般』から『4.6 実施状況の評価及び改善』までの項目から構成されます。実施項目に示された実施内容を満足させるために、ルールをつくり、ルールに従った実際の運用の双方が実践されなければなりません。

実施内容を具体的な設問に置き換えたものが、本規定『3.1.4製品含有化学物質管理体制構築への要求』でお願いいたします「化学物質管理監査チェックシート」で、20項目47設問からなっています。

[注記]には、JIS Z 7201の指針に示された注記も参考として、実施項目・実施内容の解説、管理のポイント、管理方法の例などを記載しています。

提出を依頼されたお取引先様は、これらを参考にして記載をお願いいたします。

業種によって『実施項目』が該当しない場合には、その実施項目を実施する必要はありません(非該当)。また、表現が適切でないところもあるかもしれませんが、その場合は[注記]の趣旨を理解し、必要に応じて読み替えを行うなどして、自社の業態に見合った実施内容を記載してください。

「化学物質管理監査チェックシート」は、Microsoft Excel 形式のファイル内に作成された「表紙」及び「チェックシート」の2つのシートに記載いただきます。データ入力の手続きされたセル(黄色セル)への入力のみが可能です。

補足説明などの追記が必要な場合には、同一ファイルの中で、別のシートを追加して記載してください。

4.1 製品含有化学物質管理一般

製品含有化学物質管理の仕組みを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的に改善すること。

4.2 製品含有化学物質管理方針の表明

製品含有化学物質管理の方針を定め、製品含有化学物質管理に適切に取り組むことを表明すること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質管理への取り組みとは、本規定に従って、関係する法規制を順守すること、JIS Z 7201 に則った製品含有化学物質の管理体制を構築することなどをいう。
- (2) 製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントが承認した方針が周知されており、関係者に理解されていることを確認していることが重要である。
- (3) 方針には、法規制の順守や業界基準への対応などが盛り込まれることが重要である。
- (4) 方針は、法規制の改正などの際に必要な応じて見直しを行い、維持することが重要である。
- (5) 表明の方法の例としては、関係者を集めて方針を説明する、ポスターを掲示する、方針をカードにして配布する、組織内の情報共有システムに掲載するなどの方法がある。

4.3 計画策定

4.3.1 製品含有化学物質管理基準の明確化

製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。

管理基準の適用範囲として、対象となる『組織』『業務』『化学物質』『構成部材』『工程』『製品』等を明確にしていること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質管理基準とは、製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、組織が定める基準である。
- (2) 製品含有化学物質管理基準は、顧客から順守する必要があると連絡された法規制及び顧客との間で採用を合意した顧客の業界基準を含む。
- (4) 法規制及び業界基準に関する最新の情報を維持、管理することが重要である。

4.3.2 目標及び実施計画

製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。

[注記]

- (1) 目標は、製品含有化学物質管理方針と整合がとれたもので、その達成度を評価できること。
- (2) 目標・計画に対する進捗状況が明確にされ、進捗状況に応じて目標・計画が修正されていること。
- (3) すでに製品含有化学物質の管理体制が構築されている場合は、維持、継続のための活動の目標が設定されていれば良い。

4.3.3 責任及び権限の明確化

効果的な製品含有化学物質管理を実施するために、責任及び権限を定めること。

[注記]

- (1) 責任と権限が明確になっているとは、部門と役割が明確になっていることと同義である。
- (2) 外部委託先についても、責任と権限の範囲を明確にしておくことが重要である。
- (3) 明確にする方法としては、例えば、製品含有化学物質管理に関する規定や組織図などがある。
- (4) 製品含有化学物質管理の役割は、環境管理や品質管理の仕組みの中で明確にしても良い。

4.3.4 内部コミュニケーション

内部コミュニケーションに関わる手順を確立し、方針、製品含有化学物質管理基準、目標、実施計画、責任及び権限を関連部門に周知すること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質管理基準の適用範囲において、製品含有化学物質管理に関する必要な情報を特定し、適切に伝達・共有していることが重要である。
- (2) 関連部門への伝達は、関連部門が理解し、必要な行動に結びついていることの確認が重要である。

4.4 運営管理

4.4.1 運営管理一般

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、製品含有化学物質管理が設計・開発、購買、製造、引渡しの各段階で実施されていること。

4.4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理

設計・開発段階において、製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、設計した製品を構成する部品、材料、副資材及び製造工程の管理基準を明確にし、文書化すること。

[注記]

＜設計・開発における共通的な製品含有化学物質管理＞

- (1) 設計部門に限らず、購買製品を組織で選定している場合などは、この実施項目に該当する。
- (2) 「設計・開発段階」とは設計開発部門などにおける業務だけではなく関連部署で行われる業務を含む。
- (3) 製造段階における製品含有化学物質に関わる管理基準の製造条件には、誤使用・混入汚染防止及び反応工程の適切な管理を含む。
- (4) 製品含有化学物質管理基準を満たすためには、購買製品に含有している化学物質、及び製造工程内で添加・発生・除去される化学物質を考慮し管理基準を定めることが重要である。
- (5) 含有禁止化学物質に関わる製造工程との併行生産の有無を確認し、併行生産が存在する場合は、誤使用・混入汚染防止の管理方法を定めること。
- (6) 設計・開発で明確にした各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準は、例えば、仕様書又は図面、製造指示書又は作業指示書、基準書などで示すことができる。

4.4.3 購買における製品含有化学物質管理

4.4.3.1 製品含有化学物質情報の入手・確認

購入品の含有化学物質情報を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質情報とは、製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に関する含有の有無、含有量・含有濃度、用途などを指す。

4.4.3.2 供給者・外部提供者における製品含有化学物質の管理状況の確認

新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法等はリスクのレベルに応じて設定してもよい。

[注記]

- (1) 供給者・外部提供者における製品含有化学物質の管理とは、製品に含有される化学物質を購入・製造・引渡しの各段階において適切に管理するための仕組みを指す。その要素として、本規定の4.3.1～4.4.9項の実施項目があげられる。
- (2) 複数社購買(マルチソース)の場合も各供給者・外部提供者を対象に含めることが重要である。
- (3) 供給者・外部提供者の製品含有化学物質管理上のリスクレベルの判断は、入手した製品含有化学物質情報、購買製品への意図しない含有の可能性(反応工程・併行生産の有無、化学品・成形品の種類など)、本規定への適合状況、環境又は品質マネジメントシステムの有無、過去の実績などで行うことが考えられる。
- (4) 確認の結果に対する処置の例としては、採用、取引継続、改善要請、指導、取引停止などがある。
- (5) 製品含有化学物質の管理状況の確認方法としては、書類、訪問などがある。

4.4.3.3 受入れ時における製品含有化学物質管理

受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。

[注記]

- (1) 受け入れ時における確認の方法を明確にすることが重要である。例えば判定方法(現品と情報との照合、必要に応じた組織での測定など)、判定結果の記録方法、識別管理方法などがある。
- (2) 製品含有化学物質管理上のリスクに応じて、受け入れ時の確認の対象、基準、方法、頻度などを明確にすることが重要である。
- (3) 製品含有化学物質管理基準に適合した購買製品のみを発注する仕組みがあり、受け入れ時にはその発注番号、型名などの照合をしていることでも良い。

4.4.4 製造工程における製品含有化学物質管理

4.4.4.1 製造工程における製品含有化学物質管理一般

製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を記録すること。

[注記]

- (1) 具体的には、組成変化及び濃度変化によって、製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質が、製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準を超えて残留又は生成しないように管理する。
- (2) 重点的な管理が必要な工程を特定することが重要である。例えば、酸化・還元反応などによる化学物質組成変化、濃縮、蒸発などによる化学物質の濃度変化が発生する工程を特定し、適切な管理を行うこと。
- (3) リサイクル材を使用する場合は、製品含有化学物質管理上のリスクを十分に把握した上で、管理方法を定め、使用することが重要である。
- (4) 製造工程における製品含有化学物質管理に関わる管理基準は、QC工程図、管理工程図、管理フロー図、作業手順などに対して反映されていれば良い。

4.4.4.2 誤使用・混入汚染防止

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用・混入汚染防止策を実施すること。

[注記]

- (1) 具体的には、重点的な管理を必要とする工程とそれ以外の工程とを分離する方法などがある。
- (2) 重点的な管理が必要な工程では、使用する設備、治工具などの分離、部品、仕掛品及び完成品の保管（倉庫を含む）を適切に行うことが重要である。
- (3) 製造工程に投入する化学物質の、製品への混入汚染防止策を適切に行うことが重要である。
- (4) 重点的な管理が必要な工程とは併行生産の工程などであり、それ以外の一般的な工程とは区別して管理することが重要である。
- (5) 誤使用・混入汚染防止の対策は、誤使用・混入汚染の恐れのある化学物質の管理レベル（使用禁止、含有管理など）に応じた内容で設定していれば良い。例えば、製品含有化学物質管理基準で「使用禁止」とする化学物質の誤使用・混入汚染の恐れがない場合は、一般的な工程管理を実施していれば良い。

4.4.5 引渡しにおける管理

引渡しにおける製品含有化学物質に関わる管理基準を満たすことを確認した上で、その結果を記録し、製品を引き渡すこと。受入れ時及び製造工程中において、あらかじめ定めた確認事項が全て実施されたことを再確認すること。製品倉庫においても、誤出荷・混入汚染のないように管理すること。

[注記]

- (1) 引渡し時の確認事項の例として、以下の事項があげられる。
 - (a) 受入れ時に確認された購買製品を使用して製造されている。
 - (b) 各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準に従って製造されている。
 - (d) 変更があった場合には、履歴が保存されている。
 - (c) 不適合が発生した場合には、適切な処置が実施されている。
 - (e) 必要に応じて、サンプリングによる確認が実施されている。
- (2) 確認手段の例として、以下の事項があげられる。
 - (a) 現品票で製造工程内の管理状況が把握できる。
 - (b) 生産管理システムにより、製造工程内の管理データが把握できる。

4.4.6 外部提供者における製品含有化学物質の管理状況の確認

製品の設計・開発、製造などの工程を他の組織へ委託する場合、製品含有化学物質管理基準を順守できるように外部提供者の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録すること。ここでの外部提供者とは、いわゆる外注加工を指す。

[注記]

- (1) 外部提供者の管理は、外部提供者における製品含有化学物質管理の仕組みにより自ら管理されるべきである。外部提供者に必要な管理の要求内容を伝え、その管理体制を定期的に確認することが重要である。
- (2) 製造工程に限らず、製品の設計・開発を委託する場合もこの実施項目に該当する。
- (3) 外部提供者の形態と製品含有化学物質管理上のリスクに応じて、適切な管理を行うことが重要である。外部提供者に製造工程に投入する化学品や成形品を支給して生産のみを委託する場合、外部提供者の判断で購買を行う場合などではリスクは異なる。
- (4) 製造工程に投入する化学品や成形品の購買まで委託している場合は、責任と権限を明確にする。

4.4.7 トレーサビリティ

製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確実にすること。

[注記]

トレーサビリティ（履歴管理）とは、不適合発生などの範囲の特定や、変更時の情報提供などを可能とするために、個々の製品について構成部材とその製造時期・場所、その構成部材に含有されていた化学物質、製造した製品に含有されている化学物質情報などを製品含有化学物質管理上のリスクに応じて把握し、その情報を速やかに利用、開示・伝達できる仕組みを整えることである。

4.4.8 顧客との情報交換

次の事項に関して顧客との情報交換を図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を記録すること。

- a) 顧客が順守する必要がある法規制及び業界基準
- b) 製品含有化学物質情報
- c) 製品含有化学物質管理に関する情報

[注記]

- (1) 情報交換を図るための効率的な方法とは、問合せや評価に対して速やかに回答ができるなどの効率的な体制が整えられていることを指す。
- (2) 製品含有化学物質情報の伝達時期は、供給者・外部提供者及び顧客と事前に確認しておくことが重要である。
- (3) 引き渡す製品が化学品の場合はSDSとchemSHERPA-CIの組み合わせなど、成形品の場合はchemSHERPA-AI、JAMA/JAPIA 統一データシートなどの共通化された製品含有化学物質情報の伝達手段の利用が推奨される。

4.4.9 変更管理

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。変更に対して、製品含有化学物質情報の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認すること。変更管理の手順を文書化し、変更時にはその結果を記録すること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素には、供給者の変更・追加、購買製品の変更、製造工程の変更などがある。
- (2) 供給者における変更情報を、事前に確実に入手することが重要である。変更管理の手順について供給者(2次、3次以降も含む)へ周知することが重要である。
- (3) 製品含有化学物質管理基準への適合確認は、変更を実施する前に行うことが重要である。
- (4) 顧客に対して、変更情報を事前に通知することが重要である。製品含有化学物質に変更が生じた場合は、更新された製品含有化学物質情報を速やかに提供し、必要に応じて、製品のロット情報や識別情報を顧客に提供することも重要である。
- (5) 組織内だけでなく供給者、外部委託先における変更も対象にすることが重要である。供給者、外部提供者、顧客との連絡フローを明確にしておくことが重要である。

4.4.10 不適合品発生時における対応

製品含有化学物質に関わる不適合品発生時における社内への連絡、供給者・外部提供者・顧客への連絡、及び応急処置の方法を定め、文書化すること。応急処置の後に原因を特定し、必要な処置を決定、実施して再発を防止すること。発生を未然に防止するための予防処置を講じること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質に関わる不適合の定義を明確にし、不適合の重要度とそれに応じた対応を定めておくことが重要である。
- (2) 応急処置の例としては、波及範囲の特定(発生ロットの特定、対象設備など)、拡散防止(出荷停止、製造停止など)がある。
- (3) 社内への連絡では、製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントへの連絡が重要となる場合がある。
- (4) 供給者・外部提供者・顧客などの社外への不適合発生の連絡の第一報は、速やかに行われることを定める。事前に報告期限を設定する、あるいは速やかに報告することを要求することも重要である。
- (5) 不適合の発生を未然に防止するための予防処置を講じること。

4.5 人的資源及び文書・情報の管理

4.5.1 教育・訓練

製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練について、運営管理の項目ごとに内容を定めること。製品含有化学物質管理に関わる作業及び要員を特定し、必要な教育・訓練を実施し、記録すること。

[注記]

- (1) 運営管理とは、本基準の実施項目「4.4.1 運営管理一般」から「4.4.10 不適合品発生時における対応」までの内容などを指す。
- (2) 必要とされた事項が漏れなく実施されたことを確認することが重要である。
- (3) 教育・訓練の内容の例としては、担当する業務の内容、製品含有化学物質管理の考え方、関連する規制や業界標準、化学物質のリスク管理、業界団体などによる取り組み、製品含有化学物質管理基準の対象となる化学物質の用途・混入事例、分析方法などがあげられる。

4.5.2 文書及び記録の管理

製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること。

[注記]

- (1) 組織で順守すると定めた製品含有化学物質管理基準や関連するルール、規定などが組織内において正しく理解され、実施されるように文書化し、管理する。
- (2) 組織の製品含有化学物質の管理体制及びその関連文書類を体系的に示すことのできる文書(文書体系図など)を作成することが重要である。それぞれの文書の改訂履歴を示すことが重要である。

4.6 実施状況の評価及び改善

製品含有化学物質管理の状況について、あらかじめ定めた間隔で評価すること。是正処置の必要な事項については、是正処置を実施すること。評価及び是正処置の結果は、記録し、製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントに報告すること。製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントは、その評価及び是正処置の結果をレビューすること。

[注記]

- (1) 製品含有化学物質管理の状況について、内部監査などによる評価の実施手順を定め、実施すること。

5. 化学物質管理監査チェックシート

「化学物質管理監査チェックシート」は、本規定に基づいた製品含有化学物質管理のための実施項目を記載したものです。

以下に、チェックシートを掲載します。調査の際はExcel 形式のファイルをお送りしますので、Excel版での回答をお願いいたします。

Excel 形式のファイル内に作成された「表紙」及び「チェックシート」の各シートについては、データ入力の許可されたセル(黄色セル)への入力のみが可能です。補足説明などが必要な場合には、同一ファイルの中で、別のシートを追加して記載してください。

化学物質管理監査チェックシート（表紙）

自己評価実施組織				
会社名				
サイト名				
自己評価実施年月日				
所在地				
記入責任者	部署			
	役職			
	氏名			
	連絡先	E-mail		
		Tel		
規格名		取得年月日 *1	認証No.	認証期限
ISO9001				
ISO14001				
その他 *2				

*1 取得年月日：未取得の場合は取得予定・計画があれば記入

*2 その他の公的認証を取得している場合に記載

（以下ナパック記入欄）

評価結果

評価項目	設問数	自己評価実施組織欄				評価結果確認組織欄			
		適合	準適合	不適合	非該当	適合	準適合	不適合	非該当
4.2製品含有化学物質管理方針の表明	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.3.1製品含有化学物質管理基準の明確化	3	0	0	0	0	0	0	0	0
4.3.2目標及び実施計画	2	0	0	0	0	0	0	0	0
4.3.3責任及び権限の明確化	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.3.4内部コミュニケーション	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.2設計・開発における製品含有化学物質管理	2	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.3.1製品含有化学物質情報の入手・確認	5	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.3.2供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認	7	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.3.3受入時における製品含有化学物質管理	2	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.4.1製造工程における製品含有化学物質管理一般	2	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.4.2誤使用・混入汚染防止	3	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.5引渡しにおける管理	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.6外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認	2	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.7トレーサビリティ	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.8顧客との情報交換	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.9変更管理	4	0	0	0	0	0	0	0	0
4.4.10不適合品発生時における製品含有化学物質管理	3	0	0	0	0	0	0	0	0
4.5.1教育・訓練	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4.5.2文書及び記録の管理	2	0	0	0	0	0	0	0	0
4.6実施状況の評価及び改善	3	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	47	0	0	0	0	0	0	0	0

判定基準	合格	: 非該当項目が無い場合は不適合項目2件以下、準適合項目が5件以下で合計が7件以下 : 非該当項目がある場合には非該当項目を除き、不適合項目2件以下、準適合項目4件以下で合計が6件以下
	要改善	: 非該当項目が無い場合は準適合または不適合項目の合計が8件以上～17件以下 : 非該当項目がある場合には非該当項目を除き、準適合または不適合項目の合計が7件以上～13以下
	不合格	: 非該当項目が無い場合は準適合または不適合項目の合計が18件以上 : 非該当項目がある場合には非該当項目を除き、準適合または不適合項目の合計が14件以上

最終判定	合格	要改善	不適合	【コメント欄】
------	----	-----	-----	---------

評価結果確認者	
部署名	
役職	
氏名	
評価結果確認年月日	

化学物質管理監査チェックシート

＜様式1＞

【評価結果】

自己評価実施組織	
会社名	
サイト名	
自己評価実施年月日	

設問数	自己評価実施組織欄				評価結果確認欄			
	適合	準適合	不適合	非該当	適合	準適合	不適合	非該当
47	0	0	0	0	0	0	0	0

ナバック評価結果確認者	
部署名	
役職	
氏名	
結果確認年月日	

【各項目の説明】

実施項目	製品含有化学物質管理を適切かつ効率的に実施するために、具体的に必要項目を上げたもので「製品含有化学物質管理方針の表明」から「実施状況の評価及び改善」までの20項目から構成されるJIS Z 7201:2012「製品含有化学物質管理－原則及び指針」に基づいているが、5.1一般、5.3計画策定、5.4運営管理、5.4.1運営管理一般、5.4.3購買における製品含有化学物質管理、5.4.4製造工程における製品含有化学物質管理、5.5人的資源及び文書・情報の管理については、具体的な実施内容が無いため設問は無い
実施内容	実施項目について、具体的にどのような内容が実施されるべきかを記述したものである
設問	設問は、実施内容を適切かつ効率的に実施できていることを確認するために、具体的な設問に置き換えたものである「回答例/管理の注意ポイント」の趣旨を良く理解し、自社に見合った「実施内容」を実施することが必要である。なお、「実施項目」が組織に該当しない場合には、その実施項目を実施する必要はない（非該当）
回答例、注記	「設問」及び「回答（取組内容、エビデンス名称等）」への記載のヒントとなる回答例や管理を実施する上で注意すべきポイントを記載 【注記】には、実施内容の解説、管理のポイント、管理方法の例を記載
自己評価実施組織欄	各設問への自己評価結果と、回答結果をより具体的に確認するために、取組内容、エビデンス名称等を記載確認する
自己評価結果確認欄	自己評価実施組織の回答結果に基づき、自部門又は顧客等の別組織が 監査 確認、判定を実施する際に使用する欄である。個々の設問に対する判定、および判定の根拠・メモ等を記載する

【記入要領】

手順①：該当する実施項目に対する、自己評価を実施して下さい。自己評価は、下記にもとづき、「自己評価結果」欄に「適合」、「準適合」、「不適合」のいずれかを入力して下さい
(Excel入力の場合はプルダウンより選択) 非該当の場合は「非該当」として下さい

＜各設問への適合判定基準＞

適合	実施項目を満足するためには、ルール（仕組み）とルールに基づく運用（取組み）が行われていることが必要となる。実施項目に対する各設問は、基本的にルールの観点及び／又は運用の観点から設定されている。設問の内容に対して、ルールに基づいた運用が適切に実施されていれば、「適合」とする。ルールに基づいた運用は、客観的に確認できる必要がある。
準適合	設問の内容を実質的に満足する運用が実施されているが、ルール又は運用の一部に不備がある場合、「準適合」とする。いずれの場合でも、実際の運用では不備がカバーされ、適合に準じるような状況にあることが重要である。「適合」の場合と同様に、客観的に確認できることが必要であり、「準適合」の判定をする場合にはさらに、不備な点を明らかにし、改善の計画を示す必要がある。
不適合	設問に対応したルールがない場合、および／又は運用が行われていない場合、当該設問に関しては、「不適合」となる。
非該当	「実施項目」又は「設問」が、組織の該当しない場合は、「非該当」として評価対象から除外することができる。ただし、非該当と判断した根拠の説明が必要である。

手順②：回答（取組内容、エビデンス名称欄）には取組の根拠となる取組内容や、エビデンスの名称を記載して下さい。非該当がある場合はその理由を、それぞれについて可能な範囲で記入して下さい。

実施内容		自己評価実施組織欄	
設問	回答例、 【注記】 実施内容の解説、管理のポイント、管理方法の例	自己評価結果	回答 (取組内容、エビデンス名称等)
5.1 一般 製品含有化学物質管理方針の表明			
5.2 製品含有化学物質管理方針の表明			
要求事項： 製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントは、組織の製品含有化学物質管理の方針を定め、製品含有化学物質管理に適切に取り組むことを表明すること。			
1	＜回答例＞ ・方針に法規制・顧客要求遵守、RoHS完全対応等が盛り込まれている。 ・取組が配布され、社員が良く見える場所に提示している。 【注記】 ・順法、顧客要求遵守等の製品含有化学物質管理を示唆する内容を盛り込む。 ・トップマネジメントは、製品含有化学物質管理を所管する者である。		(1)製品含有化学物質管理の方針を明確にした方針書等の名称を記載して下さい。 ・通知の方法を記載して下さい。 ・方針の名称：[] ・通知方法：[]
5.3 計画策定 製品含有化学物質管理基準の明確化			
5.3.1 製品含有化学物質管理基準の明確化			
要求事項： 製品含有化学物質管理に関する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」、「業務」、「化学物質」、「構成部品」、「工程」、「製品」等を明確にしていること。			
2	＜回答例＞ ・「製品含有化学物質管理規程(文書NO.XXXX 01)」第〇〇項「製品含有管理/使用禁止物質リスト」 ・上記文書を、「文書管理規定」の定める通り、関連部門に配布している。 【注記】 ・「管理基準」とは「使用禁止」や「含有管理」等の管理レベルを指す。		(1)製品含有化学物質管理の対象とする化学物質、管理レベルを定めた製品含有化学物質管理基準の名称を記載して下さい。 (2)伝達の方法を記載して下さい。 ・管理基準の名称：[] ・伝達の方法：[]
3	＜回答例＞ ・〇〇株式会社が発売する全製品、又は開発する製品、及びその包装材 【注記】 ・全製品を対象としている場合はその旨を記載する。適用範囲の特定は組織、製品、工程等で明確にすることができる。また、適用範囲外を明確にすることも良い。		(2) 適用範囲を記載して下さい
4	＜回答例＞ ・法規制、業界基準に基づいて明確にしている ・顧客要求に基づいて明確にしている 【注記】 ・QOASL或はJIG対象物質リストなどに基づいて明確にしている ・製品含有化学物質管理基準とは、製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、組織が定める基準です。		(3)管理基準を作成するにあたり拠り所としている(又は反映している)基準を記入して下さい
5.3.2 目標及び実施計画			
要求事項： 製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。			
5	＜回答例＞ ・2013年度環境目標「製品含有化学物質管理不適合ゼロ」 ・使用禁止物質の全廃・削減計画やRoHS対応計画などが策定されている 【注記】 ・既に製品含有化学物質管理に関する体制が構築されている場合は、維持、継続のための目標(又は方針)を設定していれば良い		(1)製品含有化学物質管理に関する目標を設定した文書の名称を記載して下さい
6	＜回答例＞ ・化学物質管理実施計画 ・供給者評価実施計画 【注記】 ・目標・計画に対する進捗状況が把握でき、進捗状況に応じて目標・計画が修正されている ・組織内で実施計画は共有されている		(2)・計画が記載された文書、実施状況を記載した記録の名称を記載して下さい。 ・目標と実施計画の最新の改訂時期を記載して下さい。 ・文書/記録の名称：[] ・最新見直し日：[]
5.3.3 責任及び権限の明確化			
要求事項： 効果的な製品含有化学物質管理を実施するために、責任及び権限を定めること			
7	＜回答例＞ ・品質管理組織、環境管理組織、製品含有化学物質管理組織など 【注記】 ・製品含有化学物質管理の役割は環境管理や品質管理の中で明確にしている ・組織内に「役割・責任・権限」が明確になっていて、周知していること		(1)製品含有化学物質管理に関係する部門と役割を明確にした文書の名称を記載して下さい (1)文書の名称：[]

5.3.4 内部コミュニケーション			
※要求事項: 内部コミュニケーションに関わる手順を確立し、方針、製品含有化学物質管理基準、目標、実施計画、責任及び権限を関連部門に周知すること。			
8	(1)内部コミュニケーションに関わる手順を確立していますか (1)製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認するために、設計開発段階(生産開始前)において、該当する製品が下記の各項目における製品含有化学物質に関する管理基準を満たしていることを確認していますか	<回答例> ・「内部コミュニケーション規定」で定めている ・会議体系図で、会議名、内容、開催責任者、参加者を定めている [注記] ・方針及び製品含有化学物質管理基準、目標、実施計画、責任及び権限について周知の手順が決まっていること ・製造工程が製品含有化学物質管理を含む工程管理基準を満足している ・使用禁止物質は、全廃済みであり、製造工程での反応等が発生する可能性もない [引用し製品] 上記購買段階の確認事項、製造段階の確認事項を満たしていることが出荷条件となっている [注記] ・製品含有化学物質管理基準を満たすためには、購買製品に含有している化学物質、及び製造工程内で追加・発生・除去される化学物質を考慮し管理基準を定める ・含有化学物質の濃度変化が生じる可能性がある工程の有無を把握し、変化する工程が	(1)内部コミュニケーションに関わる手順を明確にした文書 の名称を記載して下さい (1)文書の名称: [
「5.4運営管理」、「5.4.1運営管理一般」は具体的な実施内容が無いため設問はありません			
5.4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理			
※要求事項: 設計・開発段階において、製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、設計した製品を構成する部品、材料、副資材及び製造工程の管理基準を明確にし、文書化すること。			
9	(1)製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認するために、設計開発段階(生産開始前)において、該当する製品が下記の各項目における製品含有化学物質に関する管理基準を満たしていることを確認していますか [購買製品] の製品含有化学物質管理基準 [製造工程] の製品含有化学物質管理基準 [引渡し製品] の製品含有化学物質管理基準	<回答例> [購買製品] ・購買製品が調査済で使用禁止物質が含まれていない ・購買製品の供給先の評価結果が合格である [製造工程] ・製品含有化学物質管理を含む工程管理基準を満足している ・使用禁止物質は、全廃済みであり、製造工程での反応等が発生する可能性もない [引渡し製品] 上記購買段階の確認事項、製造段階の確認事項を満たしていることが出荷条件となっている [注記] ・製品含有化学物質管理基準を満たすためには、購買製品に含有している化学物質、及び製造工程内で追加・発生・除去される化学物質を考慮し管理基準を定める ・含有化学物質の濃度変化が生じる可能性がある工程の有無を把握し、変化する工程が	(1)該当する製品が、設計・開発において左記の各項目について、製品含有化学物質に関する管理基準を満たしていることを評価するために確認している内容を記載して下さい ・購買製品: [・製造工程: [・引渡し製品: [
10	(2)上記を実施する手順を定めた文書がありますか	<回答例> ・「製品アセスメント規定」第〇〇項:製品評価 ・仕様書・図面、製造指示書、基準書などで示す。 [注記] ・「設計・開発段階」とは、設計開発部門における業務だけでなく、生産開始前までに関連部署で行われる業務を含む	(2)上記を実施する手順を定めた文書名、文書NO、項目名、訂書を記載して下さい
「5.4.3購買における製品含有化学物質管理」はタイトルのみで具体的な実施内容が無いため設問はありません			
5.4.3.1 製品含有化学物質情報の入手・確認			
※要求事項: 購入品の含有化学物質情報を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。			
11	(1)製品含有化学物質管理基準で定めた化学物質、管理レベルを含む購買に関する管理基準がありますか	<回答例> ・グリーン調達基準(管理対象物質一覧) ・グリーン調達化学物質調査票 [注記] ・購買管理基準の対象には、包装材、副資材、補助材料も含める	(1)購買に関する管理基準の名称を記載して下さい
12	(2)上記の購買製品に対する「購買管理基準」を供給者に周知していますか	<回答例> ・「グリーン調達基準書」を供給者へ送付して受領確認書を手入している ・取引契約書、部品の最終仕様書、図面内に「購買管理基準」を記載している 周知時期: [新規取引開始時と基準改訂時]	(2)「購買に関する管理基準」の供給者への周知方法と周知時期を記載して下さい 周知方法: [周知時期: [
13	(3)完成品を構成するすべての構成要素に対し、製品含有化学物質情報の妥否を確認し、必要な製品含有化学物質情報は全て入手していますか	<回答例> ・製品の原料・部品情報と調査結果を紐づけて、全ての部品、材料が調査されていることを確認している また、補助材はリストで管理している [注記] ・製品の構成要素としては、副資材や補助材料、包装材等も必要に応じて定める ・また、製品構成要素のうち調査対象外となる要素がある場合には、その理由を記載する例:顧客から指定された部品、材料であり、調査対象外にすることを顧客と合意しているため購入品(原材料/部材)の含有化学物質情報を入手する担当、手順、手段等を明確化している	(3)完成品を構成するすべての構成要素に対し、製品含有化学物質情報の入手していることを確認している方法を記載して下さい ※本項が、製品含有化学物質管理上、必要でないかと判断される場合には、その理由を記載して下さい
14	(4)上記③で入手した製品含有化学物質情報は、含有有無・含有量・濃度・使用用途などが明確になっていますか	<回答例> ・部品: chemSHERPA-AI, JAMA/JAPIAシート 等 ・材料: chemSHERPA-CI, 成分表、不使用証明 等 [注記] ・情報が遅れなく記載されていることを確認する ・製品フォーマットを使用している場合は、調査項目に含有有無・含有量・濃度・使用用途などが含まれていることを明確にする	(4)個々の部品・材料ごとの調査フォーマットの名称を記載して下さい ※購入部材の種類ごとに調査フォーマットが異なる場合は、購入部材の種類別に記載して下さい
15	(5)上記③で入手した製品含有化学物質情報について、購買製品ごとに管理基準の適合状況を判定していますか	<回答例> ・個々に回収した調査結果ごとに「OK」、「FND」の判定をして記録している	(5)購買製品ごとに管理基準の適合状況の判定方法と記録方法を記載して下さい
5.4.3.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認⇒供給者とは製品を川下側に引き渡す組織。外注加工先は含まない			
※要求事項: 新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法はリスクのレベルに応じて設定する。			
16	(1)供給者に対し、製品含有化学物質の管理基準を満たすために、製品含有化学物質管理の仕組みの構築と運用を要求していますか	<回答例> ・「グリーン調達基準書」にて、基本基準に基づく仕組みの構築と運用を要求している [注記] ・製品含有化学物質の管理基準を満たすための、製品含有化学物質管理の仕組みとは、製品に含有される化学物質を調達・製造・販売の各段階において適切に管理するための仕組みを指す ・その要素として、基本基準の4.3.1～4.4.10項の実施項目があげられる。 ・対象外になっている場合はその理由と対応を明確にする ・購買材料の調達の場合も含める	(1)供給者に要求している製品含有化学物質管理の規格・基準の名称を記載して下さい
17	(2)新規に供給者を選定する場合、供給者に対し製品含有化学物質の管理状況を確認し、記録していますか	<回答例(確認内容、項目)> ・製品含有化学物質管理チェックシート <回答例(確認方法)> ・上記のツール等の内容を確認している [注記] ・供給者の製品含有化学物質管理上のリスクレベルの判断は、入手した製品含有化学物質情報、購買製品への含有可能性(反応工程・併行生産の有無、化学品・成形品の種類など)、基本基準への適合状況、環境又は品質マネジメントシステムの有無、過去の実績などで行うことが考えられる。	(2)新規に供給者を選定する場合の確認内容、方法を記載して下さい 確認内容(項目): [確認方法: [記録名: [
18	(3)取引を引き継ぐ場合、必要に応じて定期的に製品含有化学物質の管理状況を再確認していますか	<回答例(確認対象)> ・すべての供給者を対象としている ・必要と判断した供給者のみ対象としている <回答例(確認内容、項目)> ・製品含有化学物質管理チェックシート <回答例(確認方法)> ・上記のツール等の内容を確認している <回答例(頻度)> ・1回/2年以上の頻度、又はリスクレベルにより決定している [注記] ・確認内容は、供給者に対する要求内容(上記②の「注記」)に応じた内容である ・供給者の製品含有化学物質管理上のリスクレベルの判断は、入手した製品含有化学物質情報、購買製品への含有可能性(反応工程・併行生産の有無、化学品・成形品の種類など)、基本基準への適合状況、環境又は品質マネジメントシステムの有無、過去の実績などで行うことが考えられる。	(3)再確認の方法を、下記観点で記載して下さい 対象: [確認内容(項目): [方法: [頻度: [
19	(4)上記②③について、確認した内容、結果に問題がある場合の処置を定めていますか	a.処置に「改善案」が含まれている b.処置に「指導」が含まれていて、実際に供給者の指導を行っている c.処置に「取引停止」が含まれている	(4)管理状況の確認が未完了、又は確認した内容、結果に問題がある場合の対応方法を記載して下さい
20	(5)供給者(一次供給者)に対し、次のことを要求し、確認していますか ・購買製品の供給者(二次供給者)に対し、製品含有化学物質管理の仕組みを構築し、運用すること	<回答例> 以下の内容について供給者の状況を確認している ・供給者(1次供給者)が実施した評価記録(チェックシート等)を確認し、2次供給者への評価が適切に実施されていると判断する ・評価結果は、商社を除くサプライチェーンとしている [注記] ・確認内容は、供給者に対する要求内容と同等である	(5)どのように確認しているかを記載して下さい
21	(6)新規採用時と継続採用時の評価において、供給者における製品含有化学物質管理基準で定める使用禁止物質の混入汚染の恐れがある場合、混入・汚染防止の適切な管理がなされていることを確認していますか *使用禁止物質の混入汚染の恐れがない時は「非該当」と記載して下さい	<回答例> ・RoHS使用禁止物質の混入汚染の恐れがある併行生産をしている場合の管理方法の例 1) 使用禁止物質を含む製品保管箱の区分、製品包装区分(ラベルなど)をしている 2) 使用禁止物質を含む部材の隔離をしている 3) 使用禁止物質含有部材は定められた担当者のみが取り扱う管理をしている 4) 使用禁止物質含有部材を使用した洗浄・乾燥・設備・治工具・容器で禁止物質含有部材を使用した製品を生産していないことを確認している (5) 禁止物質含有部材を使用した洗浄可能な設備・治工具・容器などの汚染防止のための洗浄基準を定め、実施している ・リサイクル材を使用している場合の管理方法の例 1) 受入時にロットごとの分析を実施している	(6)適切と判断している混入・汚染防止の管理方法の例を記載して下さい

22	⑦上記の結果、供給者における管理が確認できない場合、自ら「購買製品が購買に関する管理基準を満たすこと」を適切なエビデンスに基づいて確認・管理していますか ※⑥が非該当の場合は「非該当」と記載して下さい	＜回答例＞ ・併行生産、リサイクル材（オープン／クロズド）、ばんだ槽の濃度変化などRoHS使用禁止物質の混入汚染の恐れがあり、供給者における管理が不十分な場合は、自社分析による 【注記】 適切なエビデンスとは以下の例のような内容である ・供給者から初期出荷時の分析データ入手、確認と製品ロットごと等の定期的な受入分析 ・自社での最終製品の定期的な分析	(7)供給者における管理が不十分な場合、組織自らで実施しているエビデンスに基づいた検証・管理方法を記載して下さい
9	9.4.3.3 受入れ時における製品含有化学物質管理 ※実施事項：受入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。		
23	①受入時に購買製品が購買管理基準を満たしていることを確認していますか	＜回答例＞ ・購買製品が購買管理基準を満たしていることを発注前に確認済であるため、型名、型番等や発注品との照合をしている 【注記】 ・受入れ確認の対象には生産委託品も含める ・確認対象、基準、方法、頻度はリスクのレベルに応じた方法を選択しても良い ・管理基準に適合した部品・材料のみ発注する仕組みがあり、受入れ時に発注NO、型名等の照合をしていることでも良い	(1)具体的な確認方法を記載して下さい
24	②必要に応じて分析等のエビデンスによる確認を実施し、記録していますか	＜回答例＞ 管理対象：ハイレスク材のリスト 確認方法：供給者から入手した分析データによる確認か、社内でXRFでの分析結果に基づき確認している 【注記】 ・製品に使用する副資材（間接材料）もリスクがある場合は対象とする ・購入部材を定期的に分析確認する手続がある	(2)分析等のエビデンスによる確認が必要と判断している対象とその確認方法を記載して下さい 管理対象：[確認方法：[
5.4.4「製造工程における製品含有化学物質管理」はタイトルのみで具体的な実内容がないため設問はありません			
10	5.4.4.1 製造工程における製品含有化学物質管理一般 ※実施事項：製造工程における製品含有化学物質に関する管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を記録すること		
25	①化学物質（混合物）を用いた製造する工程において、組成変化、濃度変化が生じる工程があり、かつその該当工程の管理を怠った場合に、製品含有化学物質管理基準の対象物質が管理基準を超えて残留又は生成する可能性がありますか ※上記条件に該当しない場合は①及び②は「非該当」と記載して下さい	＜回答例＞ ・該当工程：無電解ニッケルめっき ・使用材料：めっき液（Ni90～92%、P8～10%、Pb1000ppm以下） ・管理対象物質：鉛 ・反応の種類：微量の鉛化合物（溶の安定化を目的に添加）が、反応時に皮膜中に取り込まれる 【注記】 ・具体的には、組成変化及び濃度変化によって、製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質が、製造工程における製品含有化学物質に関する管理基準を超えて残留又は生成しないように管理する。 ・数値的な管理が必要な工程を特定する。例えば、酸化・還元反応などによる化学物質組成変化、濃縮、蒸発などによる化学物質の濃度変化が発生する工程を特定し、適切な管理を行う ・リサイクル材を使用する場合は、製品含有化学物質管理上のリスクを十分に把握した上で、管理方法を定め、使用する	(1)設問①の条件に該当する場合は、該当する工程、使用材料、反応の内容を記載して下さい ・該当する工程：[・使用材料：[・管理対象物質：[・反応の内容：[
26	②上記①に該当する工程に対し、製造工程における製品含有化学物質に関する管理基準を定め、製造工程の管理を行っていますか	＜回答例＞ ・製造段階における管理基準を明確にしている文書：「めっき工程作業標準」 ・具体的な管理方法：「めっき液に安定材として添加している鉛（Pb）の基準値を「XXXppm」に設定し、管理している 【注記】 ・化学物質／混合物の製造の場合は、原材料や副資材に含有している化学物質／混合物及び工程内で追加・発生・除去される化学物質／混合物を考慮し、製品の管理基準を満たす購買・調達条件、製造条件、検査・出荷条件等を定めているか ・化学物質／混合物を用いた成形品製造の場合は、工程における成形品の含有化学物質の濃度や種類の変化を論理的根拠に基づき考慮して製品設計、工程設計を行っているか ・「製造段階における製品含有化学物質管理に関する管理基準」は、QC工程図、管理工程図、管理フロー図、作業手順などに対し反映されていれば良い	(2)該当する工程に対する、製造段階における管理基準を明確にしている文書とその具体的な管理方法を記載して下さい ・製造段階における管理基準を明確にしている文書：[・具体的な管理方法：[
11	5.4.4.2 誤使用・混入汚染防止 ※実施事項：製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用・混入汚染防止策を実施すること。		
27	①製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の、誤使用・混入汚染防止策を実施していますか ※製品含有化学物質管理基準で定めた「使用禁止物質」の対応は②～③で確認します	＜回答例＞ ・QC工程図に則った管理をしている 【注記】 ・誤使用・混入汚染防止の対策内容は、混入、汚染の恐れのある物質の管理レベル（使用禁止、含有管理）に応じた内容で設定していれば良い ・製品含有化学物質管理基準で定めた「使用禁止物質」の誤使用・混入汚染の恐れが無い場合は一般的な工程管理により誤使用・混入汚染防止を実施していれば良い ・製品含有化学物質管理基準で定めた「使用禁止物質」の誤使用・混入汚染の恐れがある工程、材料がある場合は下記②～③の対応が必要	(1)具体的な管理方法を記載して下さい ※製品含有化学物質管理基準で定めた「使用禁止物質」の誤使用・混入汚染の恐れがある工程の管理方法は(2)～(3)に記載して下さい
28	＜使用禁止物質対応＞ ②製品含有化学物質管理基準で定めた「使用禁止物質」の誤使用、混入汚染の恐れがある、又は未確認の工程、材料を把握していますか ※誤使用、混入汚染の恐れがなく、かつそれが未確認の工程、材料が無い場合には③は「非該当」と記載して下さい	＜回答例＞ ・部材材料名：塗料 ・対象使用禁止物質名：鉛 ・工程：塗装工程 ・使用用途：建材向けに製品に使用 【注記】 ・「使用禁止物質」の誤使用、混入汚染の恐れがあるか否かは対象の顧客向け以外の工程も含めて判断する必要がある ・製品含有化学物質管理基準で定めた「使用禁止物質」の誤使用、混入汚染の恐れがある例として次のような例がある a.規制対象外の顧客向けラインで「使用禁止物質」を使用した併行生産がされている b.リサイクル材（オープン、クロズド）を使用している	(2)使用禁止物質を含有する部品、材料がある場合は使用禁止物質を含有する部品・材料の名、対象使用禁止物質名、工程、使用用途を記載して下さい
29	＜使用禁止物質対応＞ ③部品・材料の受入、置き場（副資材、包装用材料含む）において、誤使用・混入、混在・汚染防止の適切な管理ができていますか	＜回答例（管理方法）＞ ・受入時に特に対応製品（鉛含有の電線）に「非対応」の表示を貼る ・使用禁止物質非対応品の部品・材料の置場に仕切りを設置 ・オープン／リサイクル材は受入時に、ロット毎にXRF分析装置にて分析を行い、禁止物質の濃度がばらつきにより閾値を超えないことを確認している 【注記】 ・誤使用、混入しないための管理方法が適切か否かは、種が作業しても間違わないような管理方法であり、表示、専用化、取扱者の限定等がある	(3)「部品、材料置き場（副資材、包装用材料含む）」の誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい
12	5.4.5 引渡しにおける管理 ※実施事項：引渡しにおける製品含有化学物質に関する管理基準を満たすことを確認した上で、その結果を記録し、製品を引き渡すこと。受入れ時及び製造工程において、あらかじめ定めた確認事項が全て実施されたことを再確認すること。製品倉庫においても、誤出荷・混入汚染のないように管理すること。		
30	①引渡し段階の管理基準には、受入れ時及び製造工程における、各段階の管理基準を満たしていることを確認することが含まれていますか	＜回答例＞ ・現品票で製造工程内の管理状況が把握できる。 ・生産管理システムにより製造工程内の管理データが把握できる。 【注記】 ・JIS Z 7201において、引き渡しとは製品を顧客に送り出すことを指す ・引渡し時の確認事項の例として、以下の事項があげられる。 (a) 受入れ時に確認された購買製品を使用して製造されている。 (b) 各段階における製品含有化学物質に関する管理基準に従って製造されている。 (c) 不適合が発生した場合には、適切な処置が実施されている。 (d) 必要に応じて、サンプリングによる確認が実施されている。	(1)引渡し時に確認している内容、確認方法を記載して下さい
13	5.4.6 外部提供者における製品含有化学物質の管理状況の確認⇒ここでの外部提供者とは、いわゆる外注加工を指す。 ※実施事項：製品の設計・開発、製造などの工程を他組織へ委託する場合、製品含有化学物質管理基準を順守できるように外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録すること。		
31	①製品含有化学物質管理に関する管理項目・管理内容を外部委託先に文書等で指示していますか	＜回答例＞ ・生産委託契約書 ・製作指示書 【注記】 ・外部提供者には、委託する業務内容に応じて、必要な製品含有化学物質管理上の管理項目・管理内容を指示する ・部品材料の調達を委託している場合は、責任と権限を明確にする	(1)製品含有化学物質管理に関する管理方法を外部提供者に指示した記録の名称を記載して下さい
32	②上記①で指示した内容の実施状況を確認して、記録していますか	＜回答例（確認頻度／内容）＞ ・定期的に、工程監査を実施している ・指定した部品、材料を使用し、指定した工程条件（生産工程、手直し工程、検査工程条件）で生産していることを現品票で確認（納入毎） 【注記】 ・1回／2年以上の頻度 ※但し、外部提供者のリスクに応じて確認の頻度を決定している	(2)確認内容と確認頻度、記録名を記載して下さい 確認内容：[確認頻度：[記録名：[
14	5.4.7 トレーサビリティ ※実施事項：製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確保すること。		
33	①引渡された製品から構成部品・原材料の受入れロット、製造時期・製造工程、外部提供者をトレースできるように管理して、製品含有化学物質情報を速やかに把握、利用、開示及び伝達できるようになっていますか	＜回答例＞ ・出荷確認票に添付される現品票に製品のロットNOが記載されており、このロットNOに対して製造時期、製造工程などの工程情報と投入された部品、材料のロットNOが関連付けられていてトレースできるようになっている 【注記】 ・製造工程は供給者・外部提供者の工程を含む ・完成品のロットNoから同完成品に使用された部材のロットNoが把握できる	(1)引渡された製品から構成部品・原材料の受入れロット、製造時期、製造場所（工程）、外部提供者を特定するための管理方法を記載して下さい

15	5.4.8 顧客との情報交換	次の事項に関して顧客との情報交換を図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を記録すること。 要求事項 a) 顧客が順守する必要がある法規制及び業界基準 b) 製品含有化学物質情報 c) 製品含有化学物質管理に関する情報		
34	(1)下記a)～c)について顧客、供給者への情報伝達、調査依頼、情報交換を図る効果的な方法があり、実施していますか a)顧客、供給者が順守する必要がある法規制及び業界基準 b)製品含有化学物質情報 c)製品含有化学物質管理に関する情報	<回答例> a) 顧客が順守する必要がある法規制及び業界基準について。 [顧客から新たな要求基準が提示された時に、速やかに検討し、対応できる体制を「外部コミュニケーション規程」で規定し実施している] b) 製品含有化学物質情報について。 [製品含有化学物質情報の調査に対し速やかに調査、回答できるように予め調査を行う等の体制を「製品含有化学物質規程」で規定し実施している] c) 製品含有化学物質管理に関する情報について。 [顧客からの製品含有化学物質管理に関する評価に対し速やかに回答できる体制を「外部コミュニケーション規程」で規定し実施している] ・情報交換を図る効果的な方法とは、問合せや評価に対して速やかに回答ができる等の効果的な体制が整えられていることを指す	(1)下記a)～c)について顧客、供給者との効果的な情報交換を行うための方法を記載して下さい [a) 顧客が順守する必要がある法規制及び業界基準: [b) 製品含有化学物質情報: [c) 製品含有化学物質管理に関する情報: [	
16	5.4.9 変更管理	要求事項 製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。変更に対して、製品含有化学物質情報の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認すること。変更管理の手順を文書化し、変更時にはその結果を記録すること。		
35	①変更管理の対象となる事項を明確にしていますか	<回答例> 自社内、及び供給者、外部提供者における下記内容の変更を対象としている ・供給者、外部提供者 ・部品、材料 ・工程(生産設備、製造条件、型・治工具等) [注記] ・製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素には、供給者の変更・追加、購買製品の変更、製造工程の変更などがある	(1) 変更管理の対象となる事項を記載して下さい	
36	②上記①の変更管理の対象に供給者/外部提供者で変更が発生する場合、変更前に製品含有化学物質管理基準への適合状況を確認していますか	<回答例> 下記の確認を行っている ・供給者、外部提供者に対する確認内容:製品含有化学物質管理基準を満たすための製品含有化学物質管理の仕組みがあり、運用していること ・部品、材料に対する確認内容:購買管理基準を満足していることを〇〇部が確認している ※必要に応じて測定データ	(2)上記①の変更管理の対象に対し供給者/外部提供者で変更が発生する場合、変更前に製品含有化学物質管理基準への適合状況を把握するために確認している内容を記載して下さい	
37	③変更が発生する場合、変更前に顧客へ報告していますか	<回答例> ・変更した項目(供給者、材料、工程等)と製品含有化学物質管理基準への適合状況を顧客に事前に通知するしくみになっていて、実施している [注記] ・製品含有化学物質に変更が生じた場合は、更新された製品含有化学物質情報を速やかに提供し、必要に応じて、製品のロット情報や個別情報を顧客に提供すること ・変更管理の手順について供給者(二次、三次以降も含む)へ周知する	(3)変更前に顧客へ報告している手段を記載して下さい	
38	④上記①～③を実施する手順を定めた文書がありますか	<回答例> ・「変更管理規定(文書NO.0000_0101)」第〇項、変更申請、第〇項、顧客承認 ・使用禁止物質の非含有を確認する手順書(文書NO.0000_0101)変更申請:顧客承認 [注記] ・供給者/外部提供者/顧客との連絡フローを明確にする	(4)変更管理について定めた文書名、文書NO、項目名、訂書を記載して下さい	
17	5.4.10 不適合品発生時における対応	要求事項 製品含有化学物質に関わる不適合品発生時における社内への連絡、供給者・外部提供者・顧客への連絡、及び応急処置の方法を定め、文書化すること。応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定、実施して再発を防止すること。発生を未然に防止するための予防処置を講じること。		
39	①製品含有化学物質の不適合品(以下、不適合品という)が発生した際の下記手順を定めていますか ・供給者・外部提供者からの連絡手順 ・社内での連絡手順と対応決定手順 ・顧客への報告手順	<回答例> ・供給者・外部提供者からの連絡手順 [グリーン調達基準書:供給者、外部提供者で不適合が発生した場合は、調達部門へ速やかに連絡をするよう指示している] ・「社内での連絡手順と対応決定手順」[不適合製品管理規定:不適合を把握した部門は、速やかに連絡先に品質管理課へ連絡し、不適合の重大度に応じた対応策を検討する] ・顧客への報告手順 [不適合製品管理規定:不適合が発生した場合は、判明次第直ちに顧客に連絡し、対応策についても随時連絡をする] [注記] ・供給者、製造委託先に対して「不適合」の定義を明確にする ・製品の不適合の重大度とそれに応じた対応を明確にする ・社内(供給者・顧客)への不適合発生時の第一報は判明次第直に行われることを定めて	(1)不適合品発生時における下記手順を記載して下さい 供給者・外部提供者からの連絡手順:[社内での連絡手順と対応決定手順:[顧客への報告手順:[	
40	②不適合品発生時に応急措置として拡散を防止するための手順を定めていますか	<回答例(応急措置の対応)> 製造部門は、応急措置として下記の対応をとる ・波及範囲の特定(発生ロット、対象設備の特定) ・拡散防止(生産停止、出荷停止、隔離) ・個別管理(適合品との隔離や識別表示) [注記] ・波及範囲の特定、拡散防止、適合品との個別管理をすることが重要	(2)不適合品発生時に拡散を防止することを定めた内容を記載して下さい	
41	③原因究明とその対策、予防措置をとるための手順を定めていますか	<回答例> ・製造部門は、原因究明とその対策、予防措置をとることを定め「製品不適合連絡票・報告書」にて品質保証課へ報告をする [注記] ・不適合発生時の原因に対する是正措置、及び基準改定など再発防止処置の手順を定めている	(3)原因究明とその対策、予防措置をとることを定めた内容を記載して下さい	
「5.5 人的資源及び文書・情報の管理」はタイトルのみで具体的な実施内容が無いので設問はありません				
18	5.5.1 教育・訓練	要求事項 製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練について、運営管理の項目ごとに内容を定めること。製品含有化学物質管理に関わる作業及び要員を特定し、必要な教育・訓練を実施し、記録すること。		
42	①運営管理の項目ごとに教育が必要な対象者、教育・訓練内容を定めていますか	<回答例> 対象者①: [材料担当者、製造担当者] 訓練内容①: [計行生産時の個別管理(保管・生産切替・洗浄など)] 対象者②: [検査データ・入手データの判定担当者] 訓練内容②: [化学物質管理の専門教育/「製品含有化学物質管理基準」] [注記] ・運営管理とは本基準の「4.4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理」～「4.4.10 不適合品発生時における製品含有化学物質管理」の内容を指す	(1)教育が必要な対象者、・訓練の内容を記載して下さい 対象者①:[訓練内容①:[対象者②:[訓練内容②:[対象者③:[訓練内容③:[	
19	5.5.2 文書及び記録の管理	要求事項 製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること		
43	①製品含有化学物質管理に関する文書(本チェックシートで確認した文書)を管理していますか	<回答例> ・「〇〇〇会社 文書体系図」 ・「〇〇〇会社 製品含有化学物質関連文書一覧」 [注記] ・文書は文書一覧や文書体系図等で体系的に管理するとい ・文書体系にはそれぞれの文書の改訂履歴を記載する ・文書類は、関係者が最新版を確認でき、必要に応じて見直しされている	(1)製品含有化学物質管理に関する文書(本チェックシートで確認した文書)の体系が分かる記録の名称を記載して下さい	
44	②製品含有化学物質管理に関する記録(本チェックシートで確認した記録)を管理していますか	<回答例> ・記録の種類・保管期間は「記録管理規定」の記録一覧表による [注記] ・運用記録とはそれぞれの項目で確認する記録のこと ・運用記録ごとに保管期限等を設定して管理を行う ・法令や顧客要求により保管期限が定められている場合は、それに従った保管期限を設定している	(2)製品含有化学物質管理に関する記録(本チェックシートで確認した記録)の管理を定めた文書の名称を記載して下さい	
20	5.6 実施状況の評価及び改善	要求事項 製品含有化学物質管理の状況について、あらかじめ定めた間隔で評価すること。是正処置が必要な事項については、是正処置を実施すること。評価及び是正処置の結果は、記録し、製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントに報告すること。製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントは、その評価及び是正処置の結果をレビューすること。		
45	①製品含有化学物質の管理状況をあらかじめ定めた間隔で、評価をしていますか	<回答例> 確認する頻度: [年1回] 確認する手段: [製品含有化学物質管理の内部監査]	(1)製品含有化学物質の管理状況を確認する頻度と確認する手段を記載して下さい 確認する頻度:[確認する手段:[確認する内容:[	
46	②必要な是正処置を実施していますか	<回答例> ・内部監査の是正措置報告書	(2)必要な是正処置を実施した記録の名称を記載して下さい	
47	③評価の結果及び是正処置の結果を、製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントに報告し、それに基づきレビューが行われていますか	<回答例> ・マネジメントレビュー報告書 [注記] ISO9001/ISO14001などに組み込んで内部監査を実施している場合、内部監査報告書が製品含有化学物質についても実施しているのかを報告書の「監査範囲」などで明記される	(3)製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントのレビュー結果の記録の名称を記載して下さい	

變更申請書

— 以下ナパック記入欄 —

ルート【受付】購買・生管⇒技術⇒ISO 事⇒製造⇒品証(確認)⇒技術(承認)⇒製造・購買・生管⇒発行元
(外部提供者)

年 月 日

ナパック株式会社 御中

「グリーン調達基準」受領書

会 社 名 :	
部 署 名 :	
責任者名 :	印

「グリーン調達基準」(第 版)を受領し、内容に同意いたします。
合せて、当社の化学物質管理責任者、環境管理責任者を下記の通り登録致します。

化学物質管理責任者

所属				
役職名				
氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			

環境管理責任者

所属				
役職名				
氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			

上記に変更があった場合は通知致します。

ナパック株式会社

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂14番地1823

TEL (0265)82-5266 FAX (0265)82-5270

<http://www.napac.co.jp>

